

後援名義に関する事務取扱要領

日本のひなた宮崎
国スポ・障スポ実行委員会

1 趣旨

実行委員会が後援名義の使用を承認すること（「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会」の名義使用）について適正な取扱いを図るため、承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 承認基準

(1) 事業内容に関する条件（全てに該当すること）

- ア 県民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与し、かつ広く波及効果があると認められたもので、県行政の基本方針に合致し、積極的に後援することが適当と認められること。
- イ 営利を目的としたものでないこと。
- ウ 特定の個人又は公益性を有しない特定の団体のみに係るものでないこと。
- エ 政治的、宗教的なものでないこと。
- オ 公序良俗に反するものでないこと。
- カ 事業の対象範囲が、特定の地域のものにのみ係るものでないこと。
- キ 事業実施の場所について、公衆衛生、災害防止上の十分な措置が講じられていること。

(2) 主催者（共催者を含む）に関する条件（いずれかに該当すること）

- ア 国、地方公共団体及びこれに準ずる公共的団体又は公益団体
- イ 県民の福祉及び文化の向上、地域振興等に寄与していると認められる活動を行っている団体、グループ（社会的に信用・実績のある団体グループであり、適正な運営がなされると見込まれるもの）

(3) その他の条件（全てに該当すること）

- ア 後援に経費の負担を伴わないこと。
- イ 後援の実施に際し、金品の寄付、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるものでないこと。

3 承認の手続

- (1) 後援名義の使用承認を受けようとするものは、あらかじめ様式1により申請を行うこと。
- (2) 承認の通知は、様式2により行うこと。

なお、申請した事業内容に変更又は中止が生じた場合には、後援名義の使用承認を受けた主催者は、速やかに報告すること。

4 実施報告

名義後援の承認を受けた主催者に対し、様式3により実施報告を求めることができる。

5 承認の取り消し

承認後であっても、次に掲げるものに該当した場合は、承認を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき

(2) 承認基準に反することが判明したとき

(3) その他、違法又は著しく公益を害する等、承認の取消しが適当と認められる内容があるとき

附 則

この要領は、令和6年9月4日から施行する。